**「子どもの生活に関する実態調査」を踏まえた**

**子どもの貧困対策に関する具体的取組について**

**（案）**

**平成３０年３月**

**大阪府**

**目　　次**

**１．経過1**

**２．位置づけ２**

**３．総点検の視点と実施方法３**

**４．今後の進行管理について５**

**５．子どもの貧困対策に資する具体的施策５**

**子どもの貧困施策の総点検６**

**子どもの貧困対策の主な取組７**

**子どもの貧困対策に資する具体的施策一覧８**

1. **経過**

**国の動き**

**○「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行（平成26年1月）**

　子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に本法律が制定されました。

**○「子供の貧困対策に関する大綱」の閣議決定（平成26年8月）**

　子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることにより、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に当該大綱が策定されました。

**本府の取組**

**○大阪府子ども総合計画の策定（平成27年3月）**

　　　「次代を担う子ども・青少年が、ひとりの人間として尊重され、創造性に富み、豊かな夢をはぐくむことができる大阪」という基本理念のもと、子ども総合計画を策定しました。

　　　当該計画を子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画（以下、子どもの貧困対策計画）として位置づけ、教育、就労、生活支援など各分野の総合的な取組により、子どもの貧困対策を推進しています。（期間：本体計画　平成27～36年度、事業計画　平成27～ 31年度）

**○子どもの生活に関する実態調査の実施（平成28年度）**

　　　国や地方公共団体において子どもの貧困対策への対応が喫緊の課題となっている中、府域における子どもの生活実態や学習状況を把握し、支援を必要とする子どもやその家庭に対する対策について検証を行うため、平成28年度に「子どもの生活に関する実態調査」（以下、「実態調査」という）を実施しました。

　　　　調査対象：大阪市など府内13市町と連携し、府全域を対象(※)に実施

　　　　　　　　　　　※小学５年生及び中学２年生とその保護者

　　　　回収率　：　62.3％（約50,000世帯から回答）

**○子どもの貧困対策計画に掲げる事業の総点検（平成29年度）**

　　　実態調査の結果を踏まえた課題解決に向け、子どもの貧困対策計画に掲げる事業をベースに国、府、市町村の役割分担を踏まえながら全庁挙げて点検を行いました（以下、「施策の総点検」という。）。

**子どもの貧困対策の推進体制**

**○子ども施策審議会子どもの貧困対策部会**

　（外部有識者）

子どもの貧困対策計画の進行管理及び検証・改善にかかる意見聴取・助言

**〇子ども・青少年施策推進本部**

（本部長：知事、副本部長：副知事、本部員：各部長等）

　　　子どもの貧困対策をはじめ、子どもや青少年に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための重要事項を協議

**〇子どもの貧困を考える関係課長会議**

（関係課長）

子ども・青少年施策推進本部幹事会のワーキンググループとして、子どもの貧困対策についての計画に掲げた施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、子どもの貧困対策を総合的に推進

1. **位置づけ**

　　　今回の具体的取組（案）は、子どもの貧困対策計画に掲げる「５．具体的取組」を強化することを目的に、昨年度実施した実態調査の結果に基づき、施策の総点検を踏まえ策定したものです。今後、進行管理を行う中で、必要に応じて見直すこととします。

**子どもの貧困対策計画の策定(H27.3)**

**実態調査の実施**

**(H28)**

**子どもの貧困対策計画に掲げる事業を基に総点検(H29.4～8)**

**具体的取組(案)とりまとめ**

**(Ｈ29.9～)**

**進行管理**

1. **総点検の視点と実施方法**

**（１）総点検の視点**

実態調査の結果を踏まえつつ、次の７つの視点で子どもの貧困対策に資する施策の総点検を行いました。

|  |  |
| --- | --- |
| 視　点 | １．困窮している世帯を経済的に支援（就労支援を含む） |
| 調査結果 | ・ひとり親世帯の所得状況が厳しい（ひとり親世帯の概ね３分の１が赤字家計）  ・困窮度Ⅰ（年収127.5万円未満）の世帯で就学援助を受けたことがない世帯が約１割  ・ひとり親世帯のうち、困窮度Ⅰ（年収127.5万円未満）の世帯で児童扶養手当を受けたことがない世帯が約１割、養育費を受けている割合は約１割  ・困窮世帯ほど経済的にできなかったことが多い  ・困窮度Ⅰ（年収127.5万円未満）の約５割が母子世帯  ・困窮度Ⅰの世帯における正規雇用の割合は約４割  ・母子世帯の約８割が等価可処分所得の中央値に満たない  ・非正規群に占める母子世帯は約７割　　など |
| 収入確保・経済的負担軽減に向けた取組 | |

|  |  |
| --- | --- |
| 視　点 | ２．学びを支える環境づくりを支援 |
| 調査結果 | ・困窮世帯ほど学習理解度について「よくわかる」「だいたいわかる」の割合が低い  ・困窮世帯ほど授業時間以外の勉強時間について「まったくしない」の割合が高い  ・進学希望について、困窮世帯ほど「大学・短大・大学院」の割合が低い　　など |
| 子どもの教育環境の整備 | |

|  |  |
| --- | --- |
| 視　点 | ３．子どもたちが孤立しないように支援 |
| 調査結果 | ・放課後ひとりでいる子どもは約２割  ・困窮度が高いほど、家以外の大人や学校以外の友達と過ごす割合が低い  ・「誰にも相談したくない」は約１割  ・７割近くの子どもが何らかの悩みを持っている　　など |
| 子どもの孤立を防止するための体制整備 | |
| 視　点 | ４．保護者が孤立しないよう支援 |
| 調査結果 | ・公的な機関への相談割合が低い  ・はじめて親になった年齢が１０代の場合、困窮度が高い層が８割を超える　など |
| 親の孤立を防止するための体制整備 | |

|  |  |
| --- | --- |
| 視　点 | ５．安心して子育てできる環境を整備 |
| 調査結果 | ・放課後ひとりでいる子どもは約２割  ・困窮世帯ほど、保護者の家にいる時間について、「お子さんの学校からの帰宅時間には家にいる」「お子さんの夕食時間には家にいる」の割合が少ない  ・「子どもの体調が悪いとき医療機関に連れて行ってくれる人がいない」が保護者全体の約２割、「留守を頼める人がいない」が保護者全体の約３割　　など |
| その他、子育て環境の整備にかかる取組 | |

|  |  |
| --- | --- |
| 視　点 | ６．健康づくりを支援 |
| 調査結果 | ・家の大人と一緒に夕食を摂る割合については、世帯の経済状況によって差は見られないが、家の大人と一緒に朝食を摂る割合は困窮世帯ほど低い状況  ・「毎日又はほとんど毎日」朝食を食べている割合は困窮世帯ほど低い状況  ・子どもや保護者の心身で気になること（眠れない、不安な気持ちになる、イライラする等）については、困窮世帯ほど割合が高い |
| 食事を含む健康を支える取組 | |

|  |  |
| --- | --- |
| **視　点** | **７．オール大阪での取組** |
| 調査結果 | 子どもの貧困対策を進めるためには、社会全体として取組むことが重要であり、行政のみならず、企業や地域の協力が欠かせないことから、府民意識醸成に向けて取り組む必要がある |
| 多くの府民が身近に取り組む意識の醸成 | |

**（２）実施方法**

|  |  |
| --- | --- |
| 平成２９年４～８月  ９月１３日  １１月１０日  平成３０年３月２６日 | 庁内各部局への依頼・項目整理  子ども施策審議会子どもの貧困対策部会　開催  子ども・青少年施策推進本部　開催  子ども施策審議会　開催 |

1. **今後の進行管理について**

　 この具体的取組（案）により、次年度以降の事業化を含め検討を進めていきます。

事業の実施にあたっては、知事を本部長とする「子ども・青少年施策推進本部」及び「同幹事会」、庁内関係部局・室・課で構成する「子どもの貧困を考える関係課長会議」を通じて、関係部局が連携を図りながら総合的に推進します。

また、適宜、「子ども施策審議会」に子どもの貧困対策計画の進捗状況を報告し、その意見を踏まえて本計画の効果的な推進を図るなど、適正な進行管理に努めます。

1. **子どもの貧困対策の具体的な施策**

　６頁以降に具体的な施策を「視点」毎に分類して記載しています。